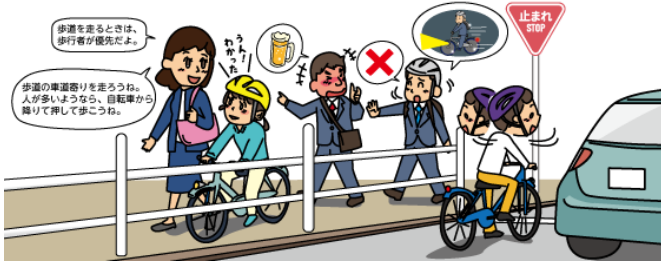




自転車の安全利用の促進 ～自転車利用安全五則～



命を守る『ヘルメット』

全ての自転車の運転者が乗車用ヘルメット着用を努めなければなりません。
ご自身と大切な人の命を守るため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車の仲間なので、車道を走らなくてはいけません。
車道の左側を走りましょう。
ただし、例外として、歩道を走ってもいい場合があります。

例 外

- 歩道にこの標識・標示があるとき



標識がないときでも

- 13歳未満の子ども
- 70歳以上の方
- 身体の不自由な方
- 車道を通ると危ないとき

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いてある場所では、必ず止まって左右の安全確認をしましょう。
標識などがなくても、見通しの悪い場所では、徐行して左右の安全確認をしましょう。

3 夜間はライトを点灯

ライトを点灯すると、前方の様子が分かるだけでなく、他の車などにあなたの存在を知らせることになるので安全です。

4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間です。お酒を飲んだら絶対に乗ってはいけません。
また、飲酒運転をするおそれがある人にお酒を提供したり、自転車を提供したりすることも禁止です。

5 ヘルメットを着用

2023年4月から、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。
ヘルメットはあなたの頭部を守ってくれるアイテムです。
ヘルメットをかぶり、大事な命を守りましょう。



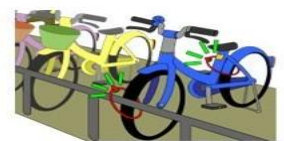
これからは自転車の交通違反についても青切符で処理されます。十分に安全運転に心がけましょう。



自転車盗が 続発！！！！


防犯ポイント！

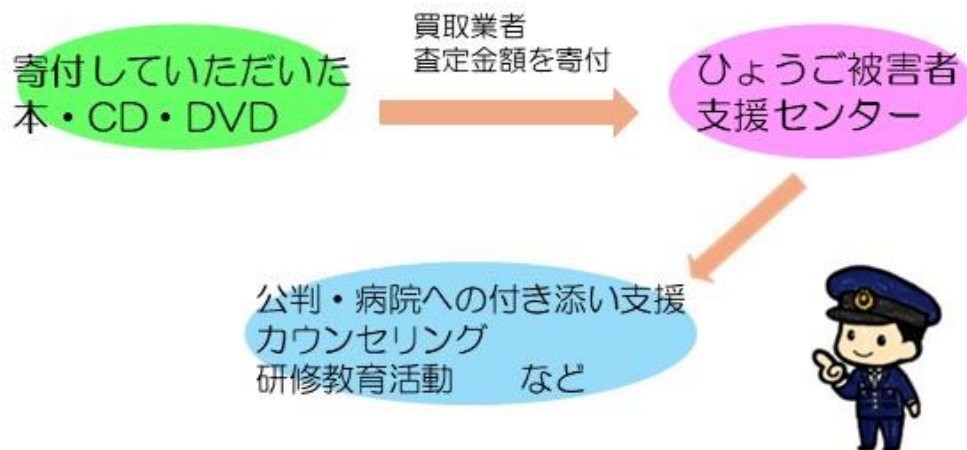
- カギをかける！
- ツーロックにする！
- 駐輪場に駐輪！



須磨警察署では**ホンテリング**を受け付けています

ホンテリングとは 

ご不要な本・CD・DVD等を寄付していただき、
ひょうご被害者支援センター  に寄付することで、
犯罪等の被害に会われた方々への支援活動に役立てる社会貢献プロジェクトです。



**ご不要な本・CD・DVDなどありましたら、
いつでも須磨警察署までお持ち下さい**



お問い合わせは須磨警察署警務課 (078-731-0110) まで